

「介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護テクノロジー導入支援事業」の概要

1 本事業の内容

本事業は、大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金（大阪府地域医療介護総合確保基金事業）の第 2 条第 1 項介護施設等の施設開設準備経費等支援事業のメニューのひとつとして、**介護施設等が、大規模修繕を実施する際に、その工事と親和性のある介護テクノロジー導入を行う場合に、介護テクノロジーの導入費用を補助するもの**です。（大規模修繕に係る費用は補助対象外）

2 本事業における大規模修繕の定義

大規模修繕とは、「**一定年数（概ね 10 年）を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった施設の改修工事または一定年数（概ね 10 年）を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった付帯設備の改造工事**」を指します。

※大規模修繕工事のうち、介護テクノロジー導入と親和性のある部分については、当該年度中に完了してください。

※大規模修繕とは、老朽化により使用に堪えなくなった施設や設備等の改修であり、介護テクノロジーを導入するための工事や施設の利便性向上のための工事は大規模修繕には含まれません。また、壁紙の張替え等の模様替えも大規模修繕には含まれません。

3 本事業の要件 ※ニーズ調査時点の内容。令和 9 年度事業実施時点で変更の可能性あり

実施する大規模修繕と、介護テクノロジーの導入に**親和性が必要です。**

親和性がある例 ○天井等の内装改修や電気設備の改造と、見守りセンサー及び Wi-Fi 環境整備 ○給排水設備の改造工事と排泄物処理のための排泄支援機器 ○施設廊下の改修工事と移乗支援（屋内）機器 ○浴室の改修工事とロボット技術を用いて浴槽を出入りする際の一連の動作を支援する機器	親和性がない例 ○給排水設備の改造工事と見守りセンサー及び Wi-Fi 環境整備
--	--

※「大規模修繕と認められる工事の例と親和性のある介護ロボット・ICT の例」の詳細については別添を参照すること。

4 補助単価等

サービス種別	配分基礎単価	単位	対象経費（※）	補助額
特養及び併設ショート 介護老人保健施設 介護医療院 ケアハウス（特定施設） 養護老人ホーム 介護付きホーム（特定施設） 認知症高齢者グループホーム	561 千円	定員数	国の地域医療介護総合確保基金管理運営要領第 3（1）⑤に規定される介護従事者の確保に関する事業の（33）ロの 介護テクノロジー導入支援事業 （以下「介護テクノロジー導入支援事業」という。）において対象となっている機器等を導入するために必要な経費	左記配分基礎単価に定員数を乗じて算出した額と対象経費の合計額を比較して少ない方の額。なお、上限額を設定する可能性があります。 （参考： 令和 8 年度は 1 施設あたりの補助上限 5,000 万円 ）
都市型軽費老人ホーム 小規模な養護老人ホーム	281 千円	定員数		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	9,310 千円	施設数		
施設内保育施設	2,810 千円	施設数		
小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所	561 千円	宿泊定員数		

（※）大規模修繕に係る工事費用については、補助対象外